

【 葛 西 用 水 】

管 理 者	(独)水資源機構 葛西用水路土地改良区	受益地域	加須市・春日部市・草加市・越谷市 ・久喜市・八潮市・幸手市・大利根町 ・鷲宮町・杉戸町・松伏町
-------	------------------------	------	---

用 水 の 変 遷

葛西用水の創設は文禄3年(1593)に荒川の分流である綾瀬川を現在の葛飾区の新宿で堰止め、亀有溜井が造られ、当時の東西葛西領の用水源としたことに始まる。万治3年(1660)に利根川本川取水(幸手領用水)、享保4年(1719)中島用水の廃止並びに羽生市上川俣地先へ元坎を新設、水路拡張を行ったが、宝暦年間(1751~1763)同水路が廃止され、幸手領用水は葛西用水路と呼ばれるようになった。葛西用水の開削は、下流地域から上流地域へ安定的取水を求めて進んだことにその特徴がある。昭和に入ると年々流入土砂の堆積と堤塘の崩落により、維持管理に困難を来し、用水不足も生じるようになったため、県営かんがい排水事業葛西地区の実施(S15~41)により水路、琵琶溜井分土工等を改修し、利根導水路建設事業(S38~44)にて取水口を利根大堰に合口された。その後農地の減少等による都市用水への転用を図るため、県営中川水系農業水利合理化事業(1次合理化)(S43~47)、県営農業用水合理化対策事業(2次合理化)権現堂地区(S47~61)、幸手領地区(S48~62)を実施し、更に利根中央農業用水再編対策事業の実施(H4~15)にて都市用水への転用を行い現在に至る。

用 水 位 置 図

